



埼玉県報

第 2795 号
平成 28 年(2016 年)
5 月 6 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 救急病院等の申出の撤回（医療整備課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（さいたま県土整備事務所）に関する落札者等の公示（道路環境課）
- 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（熊谷県土整備事務所）に関する落札者等の公示（道路環境課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第六百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年五月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおい糸

三 代表者の氏名

豊田 淳一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市羽沢二丁目五番四十八号 ケアメゾンUD一〇〇号室

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・心身障害者に対し、その社会参加と自立を支援するため、第二種社会福祉事業及び各種福祉サービス、医療等の事業を行う。またこの事業を担う福祉サービス従事者の質の向上を図るための研修・養成事業を行い、地域福祉の充実を図り、高齢者・心身障害者の福祉の増進並びに地域社会の福祉事業の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年五月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人みのり

三 代表者の氏名

岡田 純子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市大字領家四百二十三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人々に対し、自立支援や就労支援に関する事業を行い、社会参加を促進すると共に、社会に対して、障害等の理解を啓発する事業を行い、福祉の増進をはかり、全ての人が住みやすい地域社会作りに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年五月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人上尾げんき福祉支援センター

三 代表者の氏名

倉田 達三

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市春日一丁目四十五番地五

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、介護を必要とする高齢者、通院（外出）困難な患者及び高齢者、独居生活高齢者、身体障害者に対して、介護支援、通院及び外出支援、見守り、話し相手等地域社会とのかかわりを支援することにより、老人福祉、地域福祉に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、介護を必要とする高齢者、通院（外出）困難な患者及び高齢者、独居生活高齢者、身体障害者に対して、介護支援、通院及び外出支援、見守り、話し相手、訪問美容、美容サロン等とのつながり地域社会とのかかわりを支援することにより、老人福祉、地域福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百三十一号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十八年五月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人社団協友会八潮中央総合病院	埼玉県八潮市緑町一丁目四十一番地三	平成二十八年四月三十日
埼玉県厚生農業協同組合連合会熊谷総合病院	埼玉県熊谷市中西四丁目五番一 号	

告示

埼玉県告示第六百三十二号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十八年五月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十八年五月六日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団協友会八潮中央総合病院 医療法人熊谷総合病院	埼玉県八潮市南川崎八百四十五番地 埼玉県熊谷市中西四丁目五番一 号	平成三十一年三月十日

告示

埼玉県告示第六百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年五月六日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク富士見関沢店

埼玉県富士見市関沢一丁目七番九号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通安全・渋滞対策

(一) 適切な台数の駐車場・駐輪施設の設置

施設周辺の道路、歩道への違法駐車、駐輪を防止し、良好な生活環境を維持するため

(二) 案内板（看板）の設置

(イ) 周辺住宅地、生活道路への侵入、通過を防止するため

(ロ) 来店者及び帰宅者に対し適切な誘導を行うため（設置箇所 来店・帰宅経路上）

(三) ホームページ、チラシ等による対策の周知

(イ) 周辺住宅地、生活道路への侵入、通過を防止するため

(ロ) 来店者及び帰宅者に対し適切な誘導を行うため

(四) 交通整理員の配置及び警備員による見回り

(イ) 来店車両及び帰宅車両の周辺住宅地、生活道路への侵入、通過を防止するため

(ロ) 自転車利用者及び歩行者の交通事故防止のため（特に幼児、児童、生徒及び高齢者等の交通弱者並びに通勤、通学及び保育所等への送迎時）

(ハ) 来店時及び帰宅時の渋滞緩和のため

(ニ) 施設周辺の道路、歩道への違法駐車、駐輪を防止するため

(五) 駐車場出入口の歩道部分の確保（施設側）

県道ふじみ野朝霞線の歩道が狭隘なため、施設利用者と歩道通過者相互の安全確保のため

(六) 業務車両等に対する指導

- (イ) 路上待機の防止
- (ロ) 入退店時の適切な経路の確保
- (ハ) 店舗利用者、自転車利用者及び歩行者との交通事故防止（特に幼児、児童、生徒及び高齢者等の交通弱者並びに通勤、通学時）
- (七) 交通安全対策への配慮
 - 近隣に児童福祉施設（こばと保育園、第四保育所）があるため
- (2) 廃棄物対策
 - (一) リサイクル及び分別の徹底
 - (二) クリーン活動、啓発活動への取り組み（店舗敷地及び周辺道路含む）
来店者によるポイ捨て等の不法投棄を防止するため
- (3) 温暖化対策
 - (一) 近接する住宅との緩衝帯の設置
 - (二) 来店車両等の駐車場でのアイドリングストップの徹底（警備員等による見回りなどの対策）
 - (三) 積極的な緑化推進
 - (四) 太陽光発電などの推進
- (4) 騒音対策
 - (一) 荷捌き作業や駐車場利用により発生する騒音への対応
 - (二) 静穏な生活環境の保持のため
 - 施設内から発生する騒音への対応
 - 静穏な生活環境の保持のため
- (5) 光害対策
 - 屋外照明、広告塔照明及び街路照明灯の配置、利用
 - 夜間営業時の照明等について、近隣住宅地への影響を極力少なくするた
め
- (6) 法令順守
 - 騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法、埼玉県生活環境保全条例等環境に
関する各種法令の順守
- (7) 防災対策
 - 行政、地域住民と連携した防災対策
 - 災害時における避難誘導の徹底及び緊急避難所の提供
- (8) 防犯対策
 - (一) 防犯カメラの設置

犯罪、青少年の非行防止のため

(二) 警備員による巡回

犯罪、青少年の非行防止のため

(三) その他の防犯対策

(イ) 館内放送等による青少年等への啓発

(ロ) 警察、学校関係者、PTA等との連携

(9) 生活環境の保持のための対策（全般）

地域の声を聴く窓口の設置

出店に伴う生活環境の変化に適切に対応するため

(10) 地域貢献

(一) まちづくりへの協力

(イ) 周辺公共施設や地域との連携によるイベント等の企画、参加、協力

(ロ) 行政、地域と一体となったまちづくり及び施設の運営

(ハ) 富士見ふるさと祭りや町会等が行う地域の祭りなどへの協力

(二) 施設の提供

地域や教育関連施設等（保育所、幼稚園、学校等）の催し物や学習の場として

(三) 市内産業の振興

(イ) 「富士見市産業振興条例」「富士見市大規模小売店舗等の立地に伴う市及び設置者等の役割を定める条例」に基づく商工会等への加入努力及び連携・協力による市内産業振興施策への取り組み

(ロ) 商工、農業関係者との連携による市内産業のPRや共催事業の実施

(ハ) 地元産農産物等の販売による地産地消推進への協力

(ニ) 退店、撤退時における早期の情報提供

(ホ) 市内事業所との連携（各店舗の裁量で対応可能な地場産品の利用や店舗内の清掃や警備、広告印刷や使用する事務用品購入などの取引の推進）

(四) その他地域貢献全般

市内での雇用促進

二 縦覧期間

平成二十八年五月六日から平成二十八年六月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第六百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年五月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ ラガーデン川口

埼玉県川口市宮町十八―九

ロ 変更の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三井不動産株式会社 代表取締役 岩沙弘道

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

（変更後） 三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社アントレックス 代表取締役 艦居隆三

東京都新宿区新宿五丁目八番五号 外 計五十九者

（変更後） 株式会社ルームプラス 代表取締役 清代雄治

広島県広島市安佐南区八木一―二十一―二十二 外 計四十八者

ハ 変更年月日

平成二十八年一月七日外

ニ 届出年月日

平成二十八年四月十五日

二 縦覧期間

平成二十八年五月六日から平成二十八年九月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年五月六日から平成二十八年九月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百三十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年五月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
新井 利雄	埼玉県秩父市下吉田七千四百四十三番地	埼玉県秩父市下吉田字市場広瀬七千八百八十九番ほか一筆	二、三〇〇
株式会社龍勢の町よしだ	埼玉県秩父市上吉田千七百六十三番地	埼玉県秩父市下吉田字暮坪九千四百三十四番	四、八九二
有限会社モリシゲ物産	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目百八十二番地の二	埼玉県秩父市下吉田字市場広瀬七千七百四十八番ほか二十二筆	三三、七三一

二 申請年月日

平成二十八年四月二十六日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十八年五月六日から平成二十八年五月二十二日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第六百三十六号

平成二十七年埼玉県告示第二百二十五号で公示した基本測量は、平成二十八年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（さいたま県土整備事務所） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県さいたま県土整備事務所 埼玉県さいたま市南区沼影2丁目4番7号

3 落札者を決定した日

平成28年3月4日

4 落札者の氏名及び住所

芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町3丁目3番23号

5 落札金額

84,317,760円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年1月19日

告 示

埼玉県告示第六百三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（熊谷県土整備事務所） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県熊谷県土整備事務所 埼玉県熊谷市新堀500番地
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町3丁目3番23号
- 5 落札金額
126,707,328円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年1月19日

告 示

埼玉県教委告示第十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年五月六日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康 夫

一 日時

平成二十八年五月十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について